

額の確定について

1. 額の確定方法について

次の①の額又は②の額のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定します。

- ① 補助金の交付決定額
- ② 補助事業に要した  
補助金対象の総額 × 補助率 (2 / 3)

2. 補助金の返還について

補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、当該確定の額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金は国に返還することとなります。

○額の確定の例

・ 補助金の交付決定 120 万円 (補助対象経費の総額 180 万円、補助率 2 / 3) として、  
(下記の①、②は、上記「1. 額の確定方法について」の①、②と同じとする。)

【補助事業に要した補助対象経費の総額 210 万円の場合】

- ① 120 万円
- ②  $210 \text{ 万円} \times 2 / 3 = 140 \text{ 万円}$
- ① < ② であることから、補助金の額の確定 120 万円、国庫への返還額 0 円となる。

【補助事業に要した補助対象経費の総額 180 万円の場合】

- ① 120 万円
- ②  $180 \text{ 万円} \times 2 / 3 = 120 \text{ 万円}$
- ① = ② であることから、補助金の額の確定 120 万円、国庫への返還額 0 円となる。

【補助事業に要した補助対象経費の総額 150 万円の場合】

- ① 120 万円
- ②  $150 \text{ 万円} \times 2 / 3 = 100 \text{ 万円}$
- ① > ② であることから、補助金の額の確定 100 万円、国庫への返還額 20 万円となる。